

## 第1期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画について

### 1 計画策定の趣旨・位置付け

平成22年12月に「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」が制定されたことを受けて、本県における歯科口腔保健全般について、課題や施策の方向性、行政、関係機関等の役割分担を明確にし、県民の歯と口腔の健康づくりを着実に推進するために策定したもの。

宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本的な計画とし、県の総合的な健康づくりの指針である「みやぎ21健康プラン」の個別計画と位置付ける。

### 2 計画期間：平成23年度から29年度まで（7年間）

### 3 計画の概要

#### （1）歯科口腔保健推進の方向性（4つの方向性）

##### 方向性1 施策の推進における連携づくりの推進

各関係機関に期待される取組を明確にし、平時からの歯科口腔保健対策を継続的に実施し、重層的かつ効果的に歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

##### 方向性2 乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策の重点化

妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査・保健指導体制の推進とフッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の普及、学童期・思春期における歯科口腔保健教育、歯科口腔保健活動の推進を図ります。

##### 方向性3 歯周疾患予防対策の強化

歯周疾患検診を実施する市町村の増加と併せて、その必要性や歯周疾患と喫煙・生活習慣病との関係などについて、県民に普及啓発し、受診率の向上を図ります。

##### 方向性4 要介護者、障がい児・者への歯科口腔保健対策の充実

要介護高齢者や障がい児・者が身近なところで歯科口腔保健サービスを受けられるよう、住民等と医療機関を結ぶ調整窓口を整備し、地域支援機能の充実と連携の促進を図ります。

#### （2）歯科口腔保健推進の方策

この計画では、県の取組の方向性と取組内容を示すとともに、県民、行政機関、歯科医療や教育、福祉等に携わる人々、事業者及び医療保険者など、歯と口腔の健康づくりを推進する人々に期待される取組を示すことで、歯科口腔保健対策を一体的に推進します。

#### ア 個人のライフステージに応じて、県が進めること

① 妊産婦期	テーマ	乳歯むし歯の予防、口腔清掃の習慣づけ
・乳幼児期 出生前～概ね5歳		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査体制の推進</li> <li>◎乳幼児の発育段階を踏まえた歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発の推進</li> <li>◎母子保健や子育て支援に従事する者の資質の向上</li> <li>◎子育て支援に従事する関係機関の連携づくりの推進</li> </ul>

	◎フッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の普及	
② 学童期・思春期 概ね6歳～18歳	テーマ	永久歯むし歯と歯肉炎の予防
	◎生涯にわたり実践に生かせる歯科口腔保健教育, 歯科口腔保健活動の推進 ◎歯科口腔保健活動のための学校及び地域の連携の推進	
③ 青年期 概ね19歳～39歳	テーマ	歯周疾患の予防と口腔清掃の徹底
	◎成人を対象とした歯科健康診査の機会の確保とその推進 ◎歯周疾患予防に効果的な方法の普及啓発の推進 ◎地域保健と職域保健との連携による支援体制づくり ◎成人の歯と口腔の実態把握及び歯と口腔の健康が維持できる体制の構築	
④ 壮年期 概ね40歳～64歳	テーマ	歯周疾患対策と歯の喪失予防の推進
	◎成人を対象とした歯科健康診査の機会の確保とその推進 ◎地域保健と職域保健との連携による支援体制づくり ◎かかりつけ歯科医をもつことの推進 ◎成人の歯と口腔の実態把握	
⑤ 高齢期 概ね65歳～	テーマ	口腔機能の維持・回復, 口腔衛生の維持
	◎全市町村での歯周疾患検診の実施, 受診率の向上 ◎介護や介護予防に従事する者への支援体制の構築 ◎施設入所者や通所事業所利用者等の歯と口腔の健康管理の充実 ◎成人の歯と口腔の実態把握	

#### イ 各世代にまたがる課題解決のため、県が進めること

障がい児・者における歯科口腔保健	◎障がい児・者の歯と口腔の健康づくりのための地域支援機能の充実・連携の促進 ◎障がい児・者が利用できる歯科医療サービスの情報提供の促進 ◎施設入所者の歯と口腔の健康管理の充実
食育を通じた歯と口腔の健康づくり	◎食育の視点を採り入れた歯と口腔の健康づくりの推進

#### (3) 推進体制

「宮城県歯科保健推進協議会」の運営等を通じて、歯と口腔の健康づくりにかかわる全ての方々と十分に連携が図れるよう推進体制の整備に努めていきます。

また、市町村等が活用可能な「自己評価マニュアル」を作成し、それぞれの推進主体による計画的かつ継続的な取組を支援します。

#### (4) 進行管理

計画の実施に当たっては、「8020運動推進特別事業検討評価委員会」及び「宮城県歯科保健推進協議会」の意見を聴きながら、毎年度、計画の進捗状況を点検し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて推進方策の見直しなどを行います。

なお、計画の進捗状況は、毎年度、取組の成果として取りまとめ、「宮城県歯科保健推進協議会」に報告の上、インターネット等で公表します。